

平成27年7月13日

衆議院議長 内閣総理大臣 法務大臣  
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 吉川 雄二

### 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

現在、我が国を巡る内外の諸情勢は大きな変化が生じ、家庭、教育、環境などの諸問題や大規模災害等の緊急事態への対応など、憂慮すべき課題が山積している。

このような状況の中、国会では、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められるとともに、現在、法案審議の中でも議論されている。

憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民の議論の結果が反映されるべきである。

よって国においては、日本国憲法について、国会の場で活発かつ広範な議論を推進するとともに、広く国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。